

佐賀県告示第百十四号

佐賀県造林事業補助金交付要綱（昭和五十三年佐賀県告示第八百六十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

第二条第五項第二号二中「供与するなど、直接的若しくは」を「供与する等直接的又は」に改め、同項第三号中「からへまで」を「及び口」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。